

平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (平成24年3月16日)

○ その他

問155 市町村の介護保険事業計画に定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を位置付けていない場合、定期巡回・随時対応サービスに係る指定申請を拒否することはできるか。

(答)

地域密着型サービスの指定をしないことができるのは、

- ① 介護保険事業計画において定める日常生活圏域内等における必要利用定員総数に既に達しているときなどにおける、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設に係る指定申請
- ② 定期巡回・随時対応サービス、小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスについて、公募指定を採用している場合における、当該公募によらない指定申請、

に限られ、これらの場合以外の地域密着型サービスの指定については、指定の拒否をすることはできない。

※ 介護老人福祉施設及び地域密着型サービスに関するQ & A (平成18年9月4日) 問40は削除する。